

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成23年3月23日(水)

3 実施予定期日

平成23年4月1日から実施。

4 概要

本件は、需要が減少し、また設備の保守限界を迎えつつある次の各機能について、接続料に係る規定の整理品目化を行うため、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 33 条第 2 項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

NTT東西が提供している通信路設定伝送機能の一般専用に係るもの(一般専用サービス)のうち、

- ①専らAM放送の音響を伝送するため、通常 50Hz から 10kHz までの周波数帯域を伝送するもの
- ②2400bit/s、4800bit/s、9600bit/s の符号伝送が可能なもの(※)

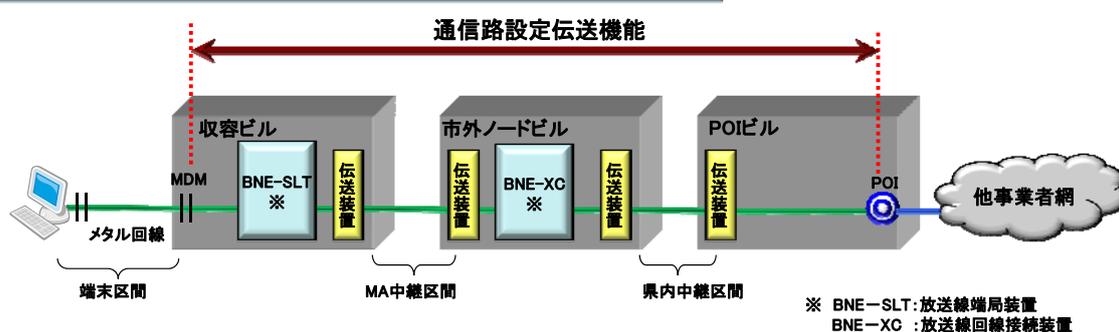
(※)接続約款上は、「上記以外のもの」の区分に分類されている。

5 主な変更内容

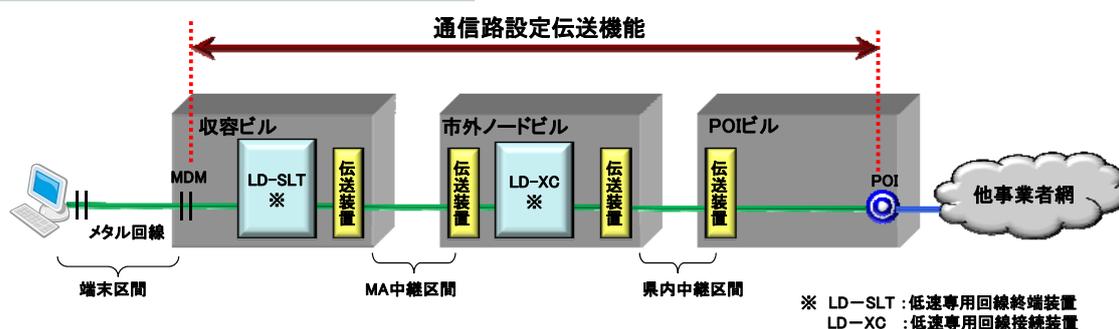
NTT東西が提供している通信路設定伝送機能の一般専用に係るもの（一般専用サービス）のうち、①専らAM放送の音響を伝送するため、通常 50Hz から 10kHz までの周波数帯域を伝送するもの及び②2400bit/s、4800bit/s、9600bit/s の符号伝送が可能なものについて、他の代替機能への移行等により需要が減少し、また機能提供に係る設備の保守限界を迎えつつあるため、新規受付を停止し、当該機能の接続料に係る規定の整理品目化を行うものである。

【参考】設備構成のイメージ

①専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの



②2400bit/s、4800bit/s、9600bit/sの符号伝送が可能なもの



6 諮問を要しない理由

本件は、NTT東西が提供している網機能のうち、他の代替機能への移行等により需要が減少し、また機能提供に係る設備の保守限界を迎えつつある一部機能の整理品目化を行うため、当該機能に係る規定の整備を行うものである。

今回整理品目化する機能を現に利用している接続事業者については、附則の規定により従前どおりの算定方法による接続料での機能提供が継続されていること、また今後新たに当該機能を利用しようとする接続事業者については、他の代替機能も提供されていることから、当該機能の整理品目化により特段の支障が生じるものとは考えられない。

このため、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。